

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成30年3月2日京都府告示第97号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について次のとおり公告します。

平成30年3月6日

京都市長 門川大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

I・III・25号鴨川東岸線

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

京都市東山区福稲柿本町及び福稲岸ノ上町地内

(2) 使用の部分

なし

(建設局道路建設部道路建設課)